

日本心理劇学会 利益相反 (COI) に関する規則

第1条 日本心理劇学会（以下、本学会）の理事会の活動ならびに学会および学術誌での発表における利益相反（Conflict of Interest : COI）状態の透明性を確保することによって、本学会が社会に対する説明責任を果たし、産学連携の適正な推進を図るうえで適切な COI マネジメントを行い、科学的かつ公正な研究を推進し、その成果を社会に還元することを目的とする。

第2条 この規則において、COI マネジメントの対象となる者は以下とする。

- (1) 本学会の役員（理事長、常任理事、理事）
- (2) 本学会年次大会の大会長
- (3) 本学会年次大会・シンポジウム等で発表する者
- (4) 学会誌「心理劇」や本学会ホームページ等への投稿者

第3条 この規則は、本学会が行う次の活動について適用する。

- (1) 年次大会、研修会、講演会等の開催
- (2) 学会誌その他資料の刊行
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 国内の学術団体との学術研究協力
- (5) 国際的な学術研究協力
- (6) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (7) 資格認定および研修
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第4条 この規則において「利益相反」とは、第2条に規定する対象者が企業または営利を目的とする団体等から得る個人的な経済的利益と第3条に規定する活動が相反している状態あるいは両立しえない状況をいう。具体的な基準については以下の通りとする。

- (1) 企業・組織または団体の役員、顧問職、社員等で1つの企業からの報酬額が年間100万円以上の受領がある場合
- (2) 株の保有（配当および売却額の総和が1つの企業から100万円以上、あるいは全株式の5%以上）
- (3) 企業・営利目的の団体からの特許権使用料の受領がある場合（100万円以上の場合）
- (4) 企業・営利目的の団体より支払われた日当、講演料などの受領がある場合（1つの企業・団体からの合計が年間50万円以上の場合）
- (5) 企業・営利目的の団体よりパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料の受領がある場合（年間100万円以上の場合）
- (6) 企業・営利目的の団体が提供する研究費の受領がある場合（1つの研究に対して支払った額が200万円以上の場合）

- (7) 1つの企業・団体からの奨学寄付金が所属組織に支払われた年間総額が200万円以上の場合
- (8) 企業などが提供する寄付講座に所属している場合
- (9) その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）（合計が年間10万円以上の場合）の受領がある場合

第5条 第1条の目的を達成するために第2条に規定する対象者は、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない

2 事実開示

- (1) 学会役員は就任に先立ち事実開示の言明を行い、(旧)理事会の承認を受ける
- (2) 年次大会の大会長は就任時に事実開示の言明を行う
- (3) 大会、シンポジウムでの発表者、学会誌等への投稿者は投稿時に事実開示の言明を行う
- (4) 上記言明後に利益相反に関する状況に変更がある場合は、その変更前に事実開示を行う

第6条 監査は以下の事案がある場合、臨時的に利益相反に関する委員会（以下「臨時調査委員会」）を設置することができる。

- (1) 重大な利益相反状態の疑義があるとの指摘が報告された場合
- (2) 利益相反の自己申告が不申告を含めて疑義があると指摘された場合

2. 臨時調査委員会の構成・任期は以下の通り定める。

- (1) 臨時調査委員会は監査の一人を委員長とし、監査によって構成される。また、第2条に規定する対象者以外の正会員から委員を加えることができる
- (2) 任期は調査事案の申告受領時から理事会への報告完了までとする

3. 臨時調査委員会は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 重大な利益相反状態の疑義があると指摘された事柄に関する事項
- (2) 利益相反の自己申告が不申告を含めて不適切で疑義があると指摘された事柄に関する事項
- (3) 役員等から申請があった事柄に関する事項
- (4) 編集委員長から申請があった事柄に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利益相反に係る重要事項

4. 臨時調査委員会は、当該者の利益相反状態を調査する。

5. 臨時調査委員長は、委員会での調査・審議結果について理事会に報告するものとする。

第7条 理事長は、学会における利益相反マネジメントを総括する。理事長は常任理事会の決議を受けて適切な措置を講じなければならない。

第8条 本学会の役員（理事長、常任理事、理事）、年次大会大会長は就任時の前年1年間における第4条の(1)～(9)の事実について、就任する時点で(旧)理事長に申告するも

のとする。また、就任後新たに利益相反状態が発生した場合には修正申告を行うものとする。

第9条 会員は本学会の年次大会・講演会・シンポジウムなどで発表する場合、あるいは本学会の名称を用いて発表する場合は当該研究実施に係る利益相反状態を正しく言明し、担当責任者（大会長、担当常任理事等）の指示に従わなければならない。なお、所属する組織と研究組織が異なる場合はいずれの組織名も記載すること。

第10条 本学会年次大会の発表者はその研究発表申込に際して、利益相反に関する言明をおこなう。大会長は本規則に反する演題については書き換えまたは変更の指示、あるいは発表の差し止め・取り消しなどの措置を講じなければならない。

2. この場合、大会長は速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

3. これらの措置に異議があり、大会長との合意を得ることができない場合、発表者理事長宛に調停を依頼することができる。

第11条 編集委員会委員長は、研究等の発表に関して、本規則に反する投稿論文については書き換えの指示、あるいは発表の差し止めなどの措置を講じなければならない。

2. この場合、編集委員会委員長は速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

3. 本規則に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知し、論文取り消し等の措置を講じなければならない。

4. これらの措置に異議があり、編集委員会委員長との合意を得ることができない場合、発表者は理事長宛に調停を依頼することができる。

第12条 日本心理劇学会ホームページ等に掲載する記事等の執筆者・作成者は、記事の内容にかかわる利益相反状態を言明し、広報委員会委員長の指示に従わなければならない。

2. この場合、広報委員会委員長は速やかに投稿者に理由を付してその旨を通知する。

3. 本規則に違反していたことが当該投稿の掲載後に判明した場合は、刊行物またはウェブサイトはその旨を通知し、取り消しまたは削除の措置を講じる。

4. これらの措置に異議があり、広報委員会委員長との合意を得ることができない場合、投稿者は理事長宛に調停を依頼することができる。

第13条 常任理事は、それぞれが関与する学会事業に関して、本規則に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討しなければならない。

2. この場合、事業担当常任理事は速やかに対象者に理由を付してその旨を通知する。

3. これら措置に異議があり、事情責任者との合意を得ることができない場合、対象者は、理事長宛に調停を依頼することができる。

第14条 理事長は、対象者または各委員会委員長からの報告により常任理事会で審議した結果に基づき、利益相反について重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間次の措置の全てまたは一部を講じることができる。

(1) 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止

- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止・取り消し
- (3) 本学会の役員（理事長、常任理事、理事、監事）、本学会年次大会大会長の就任禁止、または解任
- (4) 本学会の理事会、委員会等の出席停止
- (5) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

第15条 理事長に利益相反について重大な違反があると推定された場合は、その違反の程度に応じて理事長を除く常任理事会が第 14 条に記された(1)から(5)までの措置を講じる。

第16条 本学会は、重大な本規則の違反があると判断した場合は、ただちに常任理事会の決議を経て社会に対する説明責任を果たさなければならない。

第17条 本学会は、本規則を運用するために必要な細則を制定することができる。

第18条 本規則は、常任理事会の決議を経て改正することができる。

附則

本規則は 2023 年 12 月 17 日に制定し、同日より施行する。